

令和6年3月吉日

各 位

日本保育協会青年部

部長 新保 雄希

日本保育協会青年部 協賛企業募集のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は日本保育協会青年部の活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

日本保育協会青年部は、全国各地域の約600名の会員により構成され、「児童の福祉の増進及び保育

事業の向上を図る」ことを青年の特性を発揮して行い、全国各地域から保育事業者・保育者が集う各

種研修会の開催、保育・組織運営の質向上等を目的に構成される各種専門委員会活動等を通して、

子どもにとってより良い保育と社会を創造するために必要な事業を展開しております。

こうした事業を継続し充実させるためには、賛同し、応援して頂ける方が不可欠です。

つきましては、この度日本保育協会青年部は、別紙に記載の通り協賛企業を募集する運びとなりまし

た。当会の活動趣旨にご賛同いただき、皆様にご支援をお願いする次第です。

ご賛同いただける企業様におかれましては、日本保育協会青年部HPより協賛企業申込フォームにて

お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

日本保育協会青年部協賛企業 規約

第1条(目的)

日本保育協会青年部(以下、当会と称する。)当会協賛企業規約を以下の通り定める。

第2条(協賛企業の申込手続)

当会の協賛企業となるには、本協賛企業規約に同意の上申込を行い、当会運営委員会の承認を得なければならない。

第3条(協賛企業となるための要件)

協賛企業は、保育施設ならびに児童福祉施設等の質の向上につながる活動を営み、当会活動を支援する意思を有する法人又は個人でなければならない。

第4条(反社会勢力の排除)

協賛企業は自ら、その子会社、関連もしくは関係者等が現在から過去5年において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

1. 反社会的勢力
2. 反社会的勢力によって経営を支配されていること
3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
4. 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に反社会的勢力を利用していること
5. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
6. 自らの役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

第5条(協賛企業種別)

協賛企業は当会に納付する協賛金に応じてプレミアムパートナー・レギュラーパートナーの2種とする。

第6条(協賛金)

1. 所定の協賛金を納めなければ協賛企業となることができない。
2. 協賛企業となる期間は、毎年4月1日より翌年3月末日を一期とする。
3. 正当な理由なく協賛金を期限までに納めないときは協賛企業たる資格を失うことがある。

第7条(費用等及びその対償)

1. 協賛金は協賛企業種別に応じてプレミアムパートナーは100,000円/期、レギュラーパートナーは30,000円/期とする。
2. 協賛企業種別に応じた対償は次の表の通りとする。

		企業種別	
		プレミアムパートナー	レギュラーパートナー
対 償	当会ホームページにおけるバナー 広告掲載	固定(大)	スクロール(小)
	当会会員への企業紹介(資料配布)	・青年部総会、全国青年部長懇談会、 青年部セミナーでの御社資料配布 またはデータ配信 ・年2回全会員へメールにて御社資料 のデータ配信	・青年部総会、全国青年部長懇会、 青年部セミナーでの御社資料配布 またはデータ配信
	当会会員との交流	・青年部総会情報交換会へのご招待 (参加費別途)	なし
	年間スケジュールの事前共有	・当会が主催する各種セミナーや大会 でブース出展頂ける日程を年間で事 前にお知らせします	なし

第8条（支払い）

協賛金については日本保育協会青年部ホームページより、オンライン決済代行システムを経由し支払うものとする。又、支払いに係る手数料は協賛企業が負担するものとする。

第9条(退会)

協賛企業は、当会に申し出ることにより任意に退会することができる。

ただし毎年3月1日までに退会申請がない限り、次期も継続して協賛企業である意思を有するものとみなす。

第10条(除籍)

1. 協賛企業が次のいずれかに該当する場合、当会は協賛企業に対し催告その他何等の手続きをすることなく、当会運営委員会の決議により協賛企業から除籍させることができる。

- ① 取次業務をすることが著しく困難になったとき
- ② 差押え等、競売の申し立てがあったとき
- ③ 破産、民事再生法に基づく再生手続き開始または、会社更生手続き開始の申し立てがあつたとき
- ④ 合併、解散、清算、または事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡したとき
- ⑤ 重大な過失又は背信行為があつたとき
- ⑥ 本パートナー企業規約に違反したとき
- ⑦ 当会の名誉を傷つけ、又は当会に多大な損失を及ぼすような行為のあつたとき

第11条(発起時期)

この細則は、令和6年3月27日より発効する。

以上